

3 地形図作成業務特別仕様書記載例

地形図作成業務特別仕様書記載例		
項 目	内 容	
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	〇〇事業〇〇業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目的) 第1-2条	本業務は、〇〇事業の一環として建設される〇〇の地形図作成を行うものである。	
(場所) 第1-3条	業務位置は、〇〇県〇〇市(郡)で、別添位置図に示すとおりである。	
(業務概要) 第1-4条	本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。 (1) 撮 影 撮影縮尺 1/〇,〇〇〇 〇コース (撮影面積 A=〇〇. 〇 k m2) (2) " " 1/〇,〇〇〇 〇コース (撮影面積 A=〇〇. 〇 k m2) (3) 新規図化 A=〇. 〇 k m2 (図化縮尺 S=1/〇,〇〇〇) (4) " A=〇. 〇 k m2 (図化縮尺 S=1/〇,〇〇〇)	
(一般事項) 第1-5条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。 (1) 測量作業規程第252条 (空中写真測量 作業計画) については事前に監督職員と打合せ承諾を得るものとする。 (2) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。	

作成要領及び留意事項			
内 容		契約書	共通仕様書
・ 作業の目的を簡潔に記載する。		第1条	第1条
		第13条	第16条
・ 業務請負契約書や共通仕様書に記載されていない事項で、測量作業の内容に応じ、必要なものを記載する。 ・ 伐採等による有価木の補償を伴う場合は、発注者の補償している範囲(規格、数量等)を示すとともに、受注者の負担を具体的に記載する。 ・ 伐採等の補償の全額を受注者に負担させる場合は、その旨を記載する。 ・ ISO9000s認証取得 [JIS Z9002-1994 [ISO9002:1994] を条件として発注する場合は、以下の内容を記載するものとする。			
項 目	内 容		
(履行義務) 第1-9条	1 本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。 2 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。 3 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。		
(品質システム文書の取扱い) 第1-10条	1 受注者は、品質システム文書(品質マニュアル、作業手順書、品質計画書)のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。 なお、本業務を同一の受注者の複数の組織間で実施する場合で、かつ各組織毎に別々に認証取得している場合には、各組織毎に当該業務の品質計画書を作成し、提出するものとする。 2 本業務を同一受注者の複数の組織間で実施する場合は、当該業務の品質計画書において、各組織との関係を明確に記述するものとする。 3 受注者は、従来どおり業務計画書を提出するものとするが、業務計画書と当該業務の品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、相互に参照または引用する構成で作成することも可とする。		
(品質システムの変更) 第1-11条	受注者は、第1-10条1の規定に基づき提出した当該業務の品質計画書の変更が必要な場合は、速やかに変更内容を監督職員に提出するものとする。		

地形図作成業務特別仕様書記載例														
項 目	内 容													
(配置技術者の確認) 第1-6条	共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。													
	受注者は、共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。													
	本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。 配置する技術員等の氏名等については、別に通知する。													
	測量作業の基本条件は、次のとおりである。 (1) 資料収集 本業務に必要な三角点、水準点、公図等の作成作業に必要な資料の補足は、受注者において入手するものとする。 (2) 対空標識設置 対空標識設置は、同時調整及び図化作業において、基準点等の座標測定することを目的とし、これらの点に標識を設置するものとする。 設置については、所定の目的を達せられる位置・構造に留意して行うものとする。 (3) 簡易水準測量 水準測量は国家水準点を与点として行うものとする。 (4) 図化作業 図化作業における留意点は、次のとおりとする。 ア 写真上判読困難な事項については、図化に先立ち図化縮尺とほぼ同縮尺の引伸ばし写真を現地に携帯し、現地で直接引伸ばし写真に明示するものとする。 イ 細部図化に当たっては、現地調査結果にしたがい次の事項に留意して行うものとする。 (ア) 水田、畑、山地、宅地等の利用区分 (イ) 家屋その他施設の形状・大きさ (ウ) 道路、水路、河川、沼、側水路等の位置形状、大きさ、流水方向 (エ) その他本業務に関する特徴的事項 ウ 図面割・装飾については、監督職員の指示による。													
(貸与資料) 第2-2条	貸与資料は、次表のとおりとする。 <table><tr><th>資 料 名</th><th>部数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>〇〇用水路測量業務報告書</td><td>〇部</td><td>〇年度</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合を除き完了検査時に一括して返納しなければならない。		資 料 名	部数	備 考	〇〇用水路測量業務報告書	〇部	〇年度						
資 料 名	部数	備 考												
〇〇用水路測量業務報告書	〇部	〇年度												

作成要領及び留意事項			
内 容		契約書	共通仕様書
(発注者への協力) 第1-12条	1 受注者は、発注者が設定する場において、発注者が作成した品質システム文書、品質記録等及び調査報告書等についての説明を求められた場合は、これに協力するものとする。		第11条 第12条
	2 受注者は、監督職員が当該業務の品質システム運用状況の把握を行うため、品質システム文書に関する関係資料の提示、または提出及び説明を求めた場合には、これに協力するものとする。		
現場技術業務（事業促進型）の調整等の対象とする業務の場合に記載する。 なお、業務契約時に技術員等を示していなくても、必要に応じて打合簿等で通知することができる。			第38条
・本業務で使用する図面が、日本測地系から世界測地系に準拠した座標に変換されているかを確認する。変換されていない場合は、その旨を記載する。 （記載例） 日本測地系座標			
・貸与資料は、個々の作業において必要なものを記載する。 （記入例） 本測量作業に係る測量成果物、報告書等		第16条	第 5 条 第13条
・支給材料（物品）がある場合は、次条に（支給材料）としてその内容を記載する。			

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】

別紙○（第3-2条、4-1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Cまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額